

社会福祉法人東京有隣会 有隣病院 医療安全管理基本指針

1 基本指針

医療の現場では、医療従事者の不注意が、単独であるいは重複したことにより、医療上望ましくないことを引き起こし、患者の安全を損なう結果となりがねない。患者の安全を確保するために、医療従事者の不断の努力が求められている。さらに、日常医療活動の過程にいくつかのチェックポイントを設けるなど、単独の過ちを防ぎ医療事故というかたちで患者に実害が及ぼすことがないような仕組みを院内に構築することが重要である。

本指針は、このような考え方の基に、有隣病院全体の組織的な事故防止対策を押し進めることにより、医療事故を無くし、患者が安心して安全な医療を受けられるよう環境を整えることを目標としたものである。

医療は本来、完全に安全なものでなくてはならないが、実際の医療現場では、多くのリスクをはらんでいる。したがって私たちは、全ての医療行為において、常に緊張感と危機管理意識を持ち、安全で質の高い医療サービスを提供できるよう、務めなければならない。

2 安全管理体制

1) 医療安全管理委員会

本院内における医療安全管理対策を企画、実施するために医療安全管理対策委員会を設置する。

2) 医療安全管理部門

① 医療安全管理者会議

医療安全管理者講習を受講した、診療部、看護部、リハビリ科、薬剤科の職員により構成され、各部署から収集されたインシデント・アクシデントレポートを分析し、当院に必要な対策の検討、立案を行い、医療安全管理委員会に提出し承認を受け医療安全管理対策を実行あるものとする。

② リスクマネージャー委員会

インシデント、アクシデントの詳細な把握、検討、防止策を立案するために各部署にリスクマネージャーをおく。

医療安全管理委員会で決定した事故防止および安全対策に関する事項の所属職員への周知徹底をする。

3) 医療安全対策委員会（重大事故発生時の対応）

重大事故が発生した場合に、迅速・適切に対処するため、医療安全対策委員会を設置する。構成員は病院長、事務長、看護部長、副看護部長、医療安全管理委員長、医療安全管理者、および病院長が必要と認めた職員とする。

4) 医療安全管理マニュアル

必要に応じて担当各部署のリスクマネージャーの協議のもとに医療安全管理者会議で作成、点検及び見直しの提言等を行い、医療安全管理委員会で承認を受ける。

5) 本指針の取り扱い

医療安全管理委員会は、少なくとも毎年1回以上、本指針の見直しを議事として取り上げ検討するものとする。

本指針の改正は、医療安全管理委員会の決定により行う。

本指針は、患者およびその家族から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

3 医療安全管理者

医療安全管理者は、リスクマネージャーを指導し、連携・協同の上、特定の部門ではなく施設全般にかかる医療安全対策の立案・実行・評価を含め、医療安全管理のための組織横断的な活動を行う。

1) 医療安全管理者の具体的な業務内容

- ①安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価
- ②定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策の推進
- ③各部門における医療事故防止担当者への支援
- ④医療安全対策の体制確保のための各部門との調整
- ⑤医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修の企画・実施
- ⑥相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制の支援